

マーチングバンド部門
【コンテスト】
実施規定・審査規定

大会における著作権等について

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければなりません。

以下の事項はあくまでもその一部を補助的なものとして明記してありますが大会に参加する団体は法律で定められた事項を遵守することが必要です。大会で使用する曲について万が一、版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

【肖像権について】

プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。

【音楽著作権使用許諾申請について】

使用曲に音楽著作権使用許諾申請が必要であるかを確認します。

(1) 市販の楽譜を指定の編成で利用する …………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

⇒購入を証明するもの（領収証等）のコピーを添付し提出すること。

※日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合もありますのでご注意ください。

(2) 市販の楽譜をアレンジして利用する …………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

⇒出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。

⇒使用許諾を証明する書類を提出すること。

※市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど、指定の編成を変えて利用する場合は、使用許諾が必要です。

(3) 原曲を自らアレンジした楽譜を利用する …………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

⇒原曲の作曲者または著作権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。

(使用料等の金額並びに支払方法も提示される事があります。)

なお、著作権は著作者の死後70年を経ると消滅する事が原則ですが、外国曲の中には、第二次世界大戦の期間に相当する約10年を延長（戦時加算）して保護する必要がある楽曲が多く存在します。

① 2020年時点で編曲許諾が取れない可能性の高い作曲家

バーンスタイン…「ウエスト・サイド・ストーリー」など

コープランド…「アパラチアの春」など

ストラビンスキー…「火の鳥」など

②他にも編曲許諾が取れない可能性があります。

編曲使用許諾申請は、JASRAC等で公開している楽曲データベースを参照した上で、著作権を持っている出版社に、必ず事前に確認をとってください。

⇒使用許諾を証明する書類を提出すること。

※著作権を所有している**出版社**によっては公式の許諾用書式がない場合も想定されますが、その場合は、著作権所有の**出版社名**、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等（コピー可）を添付してご提出ください。

(4) 自作曲を利用する…………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

※上記の申請は、参加手続きまでに申請が終了していること。

【楽譜の複製・コピーについて】

市販の楽譜をコピーして使用する場合や、楽譜データをデジタルコピーしたりプリントアウトしたりして使用する場合は、著作権者の許諾が必要です。著作権管理団体（JASRAC ほか）にお問い合わせください。

※社会人の活動はもちろん、学校の部活動で利用する場合でも著作権者の許諾は必要です。

※JASRAC の管理楽曲については、複製部数が 100 部までの場合、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 1,600 円（消費税抜き）です。

※高等学校までの教育機関での楽譜コピーについては、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 400 円（消費税抜き）となる減額措置が適用される場合があります。

※外国曲の場合は指し値となるため、減額措置が適用されないほか、一般的に高額となりますのでご注意ください。

不明点は、以下にお問い合わせください。

一般社団法人日本マーチングバンド協会 (JMBA) 03-6231-6033
E-mail : jmba@japan-mba.org
一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC) 出版課 03-3481-2170
<http://www.jasrac.or.jp>

楽譜コピーに関する情報は、以下のウェブサイトに掲載されています。

楽譜コピー問題協議会 (CARS) <https://www.cars-music-copyright.jp>

マーチングバンド部門実施規定

1. 参加資格

- (1) 参加資格は、次のようにする。
- ①日本マーチングバンド協会に加盟している団体であること。加盟登録名で参加すること。
 - ②未加盟で本大会への参加を希望する団体は、参加申込書の提出期限までに県協会を通じて加盟登録手続きをすること。
- (2) 参加団体は、期限までに所定の参加手続きをする。
- ①構成メンバーの登録
※構成メンバーとは、演技フロアに入場する者(小学生・中学生・高等学校の各部における2名までの教師等の指揮者を含む)とする。
 - ②団体参加費として8,000円(審査・講評, 表彰に関する経費を含む)の納入
※合同は2団体目から3,000円ずつ追加して納入
 - ③構成メンバー登録会費として構成メンバー1名につき500円(プログラム, 記念バッジ代を含む)の納入
 - ④その他, 指定した書式の提出
- (3) 加盟団体及び構成メンバーの東北大会への参加は1回とする。
ただし, 教師等の指揮者及び(1)②, 並びにフェスティバルの部への参加については, この限りではない。

2. 構成と編成

編成別人数表

※本大会は人数編成区分による審査は行いませんが, 全国大会に推薦された団体は, 本大会の出場人数により, 自動的に下記表の全国大会の編成区分に振り分けます。

	小編成	中編成	大編成
小学生の部	50名以内	—	51名以上
中学生の部	54名以内	—	55名以上
高等学校の部	54名以内	55名以上90名以内	91名以上
一般の部	54名以内	—	55名以上

※小・中・高の各部は, 2名までの教師等の指揮者を含む。

(1) 小学生の部

- ①構成は下記のいずれかとする。
 - ア. 単一加盟団体の小学生構成
 - イ. 複数加盟団体の合同小学生構成
- ②教師等の指揮者(小学生以外)は2名までとする。ただし, 小学生以外の指揮者は, 指揮を行えるが演奏演技及び器物等の移動をしてはならない。
- ③人数編成は自由とする。ただし, 全国大会に推薦された団体は以下の区分によって振り分ける。
 - ア. 小編成; 指揮者を含めて50名以内の編成
 - イ. 大編成; 指揮者を含めて51名以上の編成
- ④楽器編成は自由とする。
シンセサイザー, エレクトリックピアノ, エレクトリックギター, エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器, 及びピアノ, オルガン, ハープシコード, チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は, 実行委員会に問い合わせること。

(2) 中学生の部

- ①構成は下記のいずれかとする。
 - ア. 単一加盟団体の中学生構成
 - イ. 複数加盟団体の合同中学生構成
 - ウ. 単一加盟団体の小・中学生構成
 - エ. 複数加盟団体の合同小・中学生構成
- ②教師等の指揮者（小・中学生以外）は2名までとする。ただし、小・中学生以外の指揮者は、指揮を行えるが演奏演技及び器物等の移動をしてはならない。
- ③人数編成は自由とする。ただし、全国大会に推薦された団体は以下の区分によって振り分ける。
 - ア. 小編成；指揮者を含めて54名以内の編成
 - イ. 大編成；指揮者を含めて55名以上の編成
- ④楽器編成は自由とする。

シンセサイザー，エレクトリックピアノ，エレクトリックギター，エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器，及びピアノ，オルガン，ハーブシコード，チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は，実行委員会に問い合わせること。

(3) 高等学校の部

- ①高等学校の単一加盟団体在校生による構成であること。ただし，同一学校法人内の高校及び中学校の合同構成は認める。
- ②教師等の指揮者（生徒以外）については2名までとする。ただし，生徒以外の指揮者は，指揮を行えるが演奏演技及び器物等の移動をしてはならない。
- ③人数編成は自由とする。ただし，全国大会に推薦された団体は以下の区分によって振り分ける。
 - ア. 小編成；指揮者を含めて54名以内の編成
 - イ. 中編成；指揮者を含めて55名以上90名以内の編成
 - ウ. 大編成；指揮者を含めて91名以上の編成
- ④楽器編成は自由とする。

シンセサイザー，エレクトリックピアノ，エレクトリックギター，エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器，及びピアノ，オルガン，ハーブシコード，チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は，実行委員会に問い合わせること。

(4) 一般の部

- ①単一加盟団体による構成。ただし，小学生以上であること。
- ②人数編成は自由とする。ただし，全国大会に推薦された団体は以下の区分によって振り分ける。
 - ア. 小編成；指揮者を含めて54名以内の編成
 - イ. 大編成；指揮者を含めて55名以上の編成
- ③楽器編成は自由とする。

シンセサイザー，エレクトリックピアノ，エレクトリックギター，エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器，及びピアノ，オルガン，ハーブシコード，チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は，実行委員会に問い合わせること。

3. 演奏演技及びビデオ撮影

(1) 演技フロア

- ①演技フロアは、一辺30mの正方形を基本とする。
ただし、各団体において上記演技フロアのサイズを確保できない場合は、この限りではない。
- ②演技フロアへの入場は、構成メンバー（1.参加資格(2)①参照）のみとする。

(2) 入退場

- ①入退場は演奏演技に含まない。

(3) 演奏演技時間

- ①小学生の部・中学生の部は6分30秒以内とする。
- ②高等学校の部・一般の部は8分以内とする。

(4) ビデオ撮影

- ①使用するビデオカメラ等の機材は自由とし、各団体において準備すること。
※ステレオマイク及びワイドコンバージョン（広角）レンズの使用を推奨
- ②全景撮影とし、ズーム機能は使用しないこと。また、三脚等を使用し、ビデオカメラを固定した状態で撮影すること。
- ③映像には、構成メンバー全員（ピットを含む）が映っていること。
ただし、指揮者については、この限りではない。
- ④演奏演技開始から終了までの通し撮影とし、編集は行わないこと。
入退場の撮影は不要とする。
- ⑤撮影データの提出方法等については、参加に関する書類に記載する。

4. 手具・器物・特殊効果関連

「手具」とは…

演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「器物」とは…

楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演奏演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「特殊効果」とは…

フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの及びサイレンを特殊効果とする。

- (1) 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※規格：1m80cm × 1m20cm × 1m50cm以内の立体

ただし、規格内の大きさであっても、1m20cmを越える高さで演奏演技することは禁止する。

- ①器物を重ねたり密着したりして並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
- ②フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

- (2) 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会審査委員長に提出する。

- ①化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性がメーカーによって保証されているもののみ使用できる。
- ②乾電池以外の電源の使用は禁止する。
- ③火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。
- ④乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）やドローン等、リモコンで操作されるもの、動物は不可とする。

- (3) 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

5. その他

- (1) 大会参加に要する経費は、参加団体の負担とする。
- (2) 納入された団体参加費・構成メンバー登録会費は返却しない。
- (3) プログラム順は、大会長立ち会いのもと、実行委員会の抽選により決定する。
- (4) 本規定の主旨を変更することなく、加除訂正を実行委員会において行うことができる。

マーチングバンド部門審査規定

1. 審査・審判

(1) 審査

小学生の部・中学生の部

- ①審査員は5名とし、「全体的演奏・演技の調和」を審査する。
- ②審査内容については、別に記載する。

高等学校の部・一般の部

- ①審査員は5名とし、「音楽と視覚の調和」を審査する。
- ②審査内容については、別に記載する。

(2) 審判

- ①大会事務局において、提出された映像の内容を事前に確認する。
- ②違反があった場合は、大会実行委員長に報告する。

2. 罰 則

- ・下記の項目に該当する行為があった場合は、大会長及び大会実行委員長との協議により、罰則の処置を決定し執行する。
- ・該当した団体は大会実行委員会がこれを記録し、該当団体に対して書面にて通告する。

(1) 警 告

- ①下記「(2) 減点」及び「(3) 失格」の項目以外の実施規定に反した場合
- ②非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合

(2) 減 点 (違反1回につき得点から1点減点)

- ①実施規定「1. 参加資格」(2)①に反した場合
- ②実施規定「2. 構成と編成」(1)～(3)内の②③, (4)②に反した場合
- ③実施規定「3. 演奏演技及びビデオ撮影」に反した場合
※タイムオーバーについては、1秒1点の減点とする。
- ④実施規定「4. 手具・器物・特殊効果関連」に反した場合

(3) 失 格

- ①実施規定「1. 参加資格」(1)(3)に反した場合
- ②実施規定「2. 構成と編成」(1)～(4)内の①に反した場合
- ③消防法等の法令に抵触する行為(火気・危険物等の使用)があった場合

3. 成績・表彰・推薦

(1) 得点・成績点

- ①各審査員は、上記1.(2)に基づき、別紙「審査内容」「審査基準(クライテリア)」に沿って100点法(小数点なし)で採点する。
- ②各審査員の評点合計を審査員数で割った値(小数点第2位まで用いる)を各団体の得点とする。
- ③上記得点から罰則に課せられた減点を差し引いたものを各団体の成績点とする。
- ④大会終了後、得点・成績点一覧を通知する。

(2) 表彰

- ①全団体に、成績点により金・銀・銅のいずれかの賞を授与する。
金賞：85点以上
銀賞：75点以上85点未満
銅賞：75点未満

(3) 全国大会が開催される場合の推薦方法

- ①全国大会推薦枠数に従い、成績点の高い団体を全国大会に推薦する。
- ②成績点が同点の場合は、当該団体間の席次合計が少ない団体を全国大会に推薦する。
- ③さらに同点の場合は、審査員の投票により選考する。
- ④賞及び全国大会推薦団体は、ホームページにて発表する。